

## 教育関係共同利用拠点制度 Q&amp;A

## 【制度関係】

Q. 教育関係共同利用拠点制度の創設の趣旨は何か。

A. 多様化する社会と学生のニーズに応えつつ、質の高い高等教育を提供していくために、各大学の有する人的・物的資源の共同利用等を推進することで、国公私を通じた多様かつ高度な教育を展開していく大学の取組を支援することです。

Q. 共同利用・共同研究拠点制度との違いは何か。

A. 大学が持つ教育研究の機能のうち、教育面に着目し、大学教育の充実に特に資するものを対象としています。教育を主とする施設は、共同利用・共同研究拠点を認定する制度の趣旨になじまないものもあると考えられ、今回、教育関係共同利用拠点の新たな制度の創設により、教育面からの共同利用等を推進することで、資源の有効な活用を図ることが可能となります。

Q. 施設が教育関係共同利用拠点到に認定された場合、当該施設がこれまで果たしてきた役割等が変更になるのか。

A. これまでも各大学において、大学間連携等により教育施設の共同利用等の取組が行われてきたところです。

今回の教育関係共同利用制度は、学校教育法施行規則及び教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程に基づき、当該施設が大学教育の充実に特に資するときは、文部科学大臣の認定を受けることができるというものです。

なお、本制度の創設により、大臣認定を受ける要件に合致しない大学独自の共同利用等の取組を推進することを妨げるものではありません。

## 【申請関係】

Q. 事前相談を行わずに申請することはできないのか。

A. 継続申請については、担当部局と相談の上、必要に応じて事前相談を行ってください。

ただし、新規で申請する拠点については、制度の疑問点の解決や事前確認による提出書類等の抜けを防ぐ観点から、施設の種類に関わらず必ず事前相談を行ってください。また、大学の職員の組織的な研修等の実施機関については、継続認定に関する疑問点の解決や提出書類等に記載すべき事項の抜けを防ぐ観点から、事前相談を必須とします。

Q. 事前相談は、必ず文部科学省に訪問して行わなければならないのか。

A. 原則オンライン又は、その他の手法により、行うことといたします。

Q. 拠点の申請に当たり、施設の規模等の制限はあるのか。

A. 施設の種類等によって異なりますが、複数の大学間で、共同で当該教育施設を利用するという趣旨から、安定的・継続的に取組を推進する運営体制（例：教員・技術職員・事務職員等の配置、学内の予算配分等）が構築できるかなど、大学として事前に十分検討していただくことが必要です。

また、上記の観点から、対象となる施設の種類等ごとに、定量的な規模を申請の条件として付加する場合があります。その際は、募集に当たっての種類等ごとの留意事項に明示しますので、参照してください。

Q. 一大学から複数の拠点を申請することは可能か。

A. 異なる種類の拠点（例えば練習船と留学生支援施設）の申請については、一大学からの複数申請が可能です。

また、「臨海・臨湖実験所」と「水産実験所」は異なる種類として整理します。

なお、今後新たな拠点の種類が追加された場合は、その機能に応じて判断します。

Q. ○○センターの一部として練習船とその他の施設を持つような場合、どの単位で申請を行うこととなるのか。

A. 例えば、「水産・農学教育センター」等の名称で、施設の一部として練習船と農場が含まれる場合、それぞれの機能の違いを鑑み、公募対象となる施設の種類ごとに申請くださるようお願いいたします。

Q. 既に共同利用・共同研究拠点として認定を受けている拠点を教育関係共同利用拠点としても申請することは可能か。

A. 共同利用・共同研究拠点制度及び教育関係共同利用制度は、共に、研究若しくは教育の共同利用施設としての認定の基準に合致していることが必要です。なお、申請が可能かどうかは、個別の状況により判断することとなります。御希望のある際には、大学振興課までお問い合わせください。

Q. 共同利用の実績がない施設が拠点となることは可能か。

A. 教育関係共同利用拠点は、申請施設の種類等に応じ相当数の大学の利用が見込まれることが要件となっており、実績がない場合は、直ちに拠点となり得る可能性は低いものと考えられます。

拠点となり得る場合の例としては、新規建設の場合等が考えられますが、その場合は将来的な共同利用の計画を提出し、十分な見通しを説明していただくことが必要になります。詳細については、大学振興課までお問合せください。

Q. 認定後に申請内容を変更することは可能か。

A. 認定の際には申請に基づいて審査を行うため、大幅な申請内容の変更がある場合、再度申請を行っていただく必要があります。ただし、軽微な変更ややむを得ない計画の変更については、大学振興課までお問い合わせください。

Q. 同じ施設の種類の全国に複数の拠点が存在することは可能か。

A. 同じ施設の種類のにおいても、例えば地域性や役割の違い等の特性に鑑み、複数の拠点の認定が可能と考えます。ただし、それぞれの拠点の役割が明確であるか等、審査時点において必要な確認をすることとなります。詳細については、大学振興課までお問い合わせください。

Q. 共同利用・共同研究拠点制度においては、ネットワーク型の共同利用・共同研究拠点があるが、教育関係共同利用拠点制度でも同様のスキームを設けることを想定しているのか。

A. 共同利用・共同研究拠点制度におけるネットワーク型拠点については、「共同研究」に基づく考え方であるため、直ちに同様の仕組みを教育関係共同利用拠点で認定することは想定しておりませんが、例えば、教育施設の連携により全国的なネットワークを構築した場合等は、複数の大学にまたがる拠点を、一つの運営委員会を置くネットワーク型拠点として認定することが考えられます。詳細については、大学振興課までお問い合わせください。

Q. 次年度以降のスケジュールについて

A. 次年度以降の認定については、決定次第お知らせいたします。

#### 【有効期間関係】

Q. 教育関係共同利用拠点の有効期間について

A. 教育関係共同利用拠点については、継続性をもった教育活動を可能とする期間を認定期間とする必要があると考えています。施設の老朽化や教育体制の変更等が考えられることを踏まえ、有効期間については、最大5年間のうち、認定審査を踏まえ決定します。

なお、有効期間終了後も認定の継続を希望する場合には、再度申請が必要です。

また、認定期間内に認定拠点に変更が生じた場合は、必ず大学振興課まで御相談ください。

#### 【その他】

Q. 教育関係共同利用拠点の活動にあたって利用料金を徴収しても問題ないか。

A. 継続性をもって教育活動を実施する観点からも、利用者等から利用料金を徴収することは差し支えありません。なお、活動の規模を踏まえた適切な利用料金の設定となるようご注意ください。

Q. 大学の職員（教員を含む。以下同じ。）の組織的な研修等の実施機関（FDSD 拠点）について、令和7年度以降の申請対象を継続申請拠点のみとする理由はなにか。

A. 平成16年に認証評価制度が開始されて以降、FDやSDは、教育の内部質保証を機能させるために必要な取組として大学設置基準において義務化（FD:平成20年、SD:平成29年）され、FDに関しては17年、SDに関しては8年の間、大学において広く普及してきました。FDSD拠点は、平成21年度に教育関係共同利用拠点制度を開始してから約16年間で延べ52拠点（令和6年度時点）が認定を受け、全国・各地域の拠点として、先進性のある取組や、他ではない高い水準の専門性を誇る特定の専門分野での取組を全国に波及させ、高等教育の質保証の高度化を図る上で重要な役割を果たしてきました。

近年では、オンラインを活用した全国的な研修等の波及や、特定の分野に特化したFDやSDを実施する拠点の増加など、時代の変化とともに拠点の果たす役割が変わりつつあります。今後、多様化する社会と学生のニーズに応え、高等教育機関間の連携により、高等教育における教育研究の質の更なる高度化を図るため、本拠点についてはその在り方を含め、改めて検討を進める予定です。

今後、新たな拠点施設（令和10年度以降に認定有効期間が開始される拠点）について検討を行い、来年度の公募時に対象となる拠点テーマ等についてご案内する予定です。新たな拠点施設の公募は令和9年度以降となりますので、予めご了承ください。

現行のFDSD拠点については、原則として認定有効期間を第4期中期目標期間の最終年度である令和9年度末までとし、令和7年度以降の申請対象については、拠点としての取組の実現可能性等に鑑み、継続申請拠点のみとしました。詳しくは公募要領p3を御参照ください。

Q. 大学の職員の組織的な研修等の実施機関（FDSD 拠点）について、令和7年度および令和8年度の継続申請を行い認定された場合の有効期限を令和9年度末までとしている理由はなにか。

A. 令和7年度および令和8年度の継続申請を行い認定された場合の有効期限については、第4期中期目標期間を考慮し、令和9年度末までとしています。

Q. 事前相談等の窓口はどこになるのか。

A. 以下のとおりです。

【本件に関するお問合せ先】 電話番号：03-5253-4111

| 事項                              | 担当部局               | 内線   | E-mail               |
|---------------------------------|--------------------|------|----------------------|
| 制度全般、認定スケジュール                   | 高等教育局<br>大学振興課     | 3334 | gakumu@mext.go.jp    |
| 留学生支援施設について                     | 高等教育局<br>参事官（国際担当） | 2015 | ryukouryu@mext.go.jp |
| 大学の職員の組織的な研修等の実施機関について          | 高等教育局<br>大学振興課     | 3334 | gakumu@mext.go.jp    |
| 練習船、演習林等、農場、臨海・臨湖実験所及び水産実験所について | 高等教育局<br>専門教育課     | 3058 | senmon@mext.go.jp    |